

森林法改正法律案特別委員會會議事速記録第四號

明治四十年三月二十一日(水曜日)午前十一時十四分開會

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ是カラ前會ニ引續イテ會議ヲ開キマス

○岡田眞平君 第一條ヲ全部削除スルコトヲ提議イタシマス

〔贊成「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ナクバ全部削除ト致シマス

○岡田眞平君 第二條ヲ一條ニ直シテ、ソレカラ第二條以下順次七十四條マデ條數ヲ改メルコトニ致シタイ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 第六條(但シ各共有者持分ノ價格ニ從ヒ其ノ過半數ヲ以テ分割ノ請求ヲナスコトヲ妨ケス)ト云フコトヲ加ヘタイ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 次ハ第八條ノ「二十日」トアルノヲ「三十日」ト改ムルコトニ致シタイ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデヤ「三十日」ニ改メマス

○岡田眞平君 第九條ヲ
地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ公共團體又ハ社寺ノ代表者ヲシテ森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付施業接又ハ施業要領ヲ定メ其ノ認可ヲ受ケシムルコトヲ得

地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ施業接又ハ施業要領ノ變更ヲ命スルコトヲ得

斯様ニ改メタイノデアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 次ハ第十二條ノ第二項ヲ「前項ノ規定ハ原野、山嶽又ハ荒蕪地ニ新ニ造林シタル場合ニ之ヲ準用ス」斯ウ致シタイ

○武井守正君 地方長官ニ於テ云々ハ削レルデスナ

○岡田眞平君 「地方長官ニ於テ森林以外ニ供用シ難シト認定シタル土地ニ」是デケ削レルノデス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 第十三條ノ第二項ヲ抹殺シタイノデアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ是ハ削除イタシマス

○岡田眞平君 如何デゴザイマセウカ、條ノ數ヲチヨイ／＼跡デ直スコトニ致シタイト思ヒマスガ

○委員長(公爵二條基弘君) 宜シウゴザイマス、サウ云フコトニ致シマセウ

○岡田眞平君 次ハ第二十五條ノ第一項ニ「但シ其ノ停止期間ハ一箇年ヲ超ユルコトヲ得ス」ト加ヘタイト思ヒマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 次ハ第二十九條デス、第二十九條ニ「六十日」トアリマスノヲ「九十日」ト改メタイ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通りニ致シマス

○岡田眞平君 次ハ第三十六條、「主務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ」トアル、ソレカラ下ヲ改メマシテ「原野、山嶽其ノ他ノ土地ニシテ第十五條第一號乃至第五號ノ場合ニ該當スルモノ」ト斯ウナリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○宮本小一君 ソレハ二十六條デスネ

○委員長(公爵二條基弘君) 左様デゴザイマス、新規ノ三十六條デス……然ラハ其通り決シマス

○岡田眞平君 次ハ第五十五條、五十五條ノ終ヒノ但書ノ所ニ「六十日」トアリマスノヲ「九十日」ト改メル

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(公爵二條基弘君) ソレデハ其通り決シマス

○岡田眞平君 次ハ第六十條、「前數條ノ外流水竹ニ」トアリマス、「流水竹」ツコヘ「ニ付キ土地又ハ水ノ使用」ト斯ウ改メマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(公爵二條基弘君) 然ラバ其通り決シマス

○武井守正君 第六十二條ノ第三項ニ「森林產物運搬」トアリマス、產物ト運搬ノ間ニ「ノ」字ヲ入レルコトヲ修正シテ置キマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 其通り決シマス

○武井守正君 第六十五條「森林組合ノ組合員ハ」ノ下ニ「其ノ」ト云フ二字ヲ加ヘマシテ、ツレカラ「地區内ノ森林ヲ所有スル者ニ限ル」之ヲ「地區内ニ於ケル森林ノ所有者ニ限ル」ト斯ウ修正イタシマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 然ラバ其通り決シマス

○武井守正君 第七十四條、是ハ新ニ七十四條ヲ設ケマシテ「造林ノ用ニ供スル土地ハ本章ノ適用上之ヲ森林ト看做ス」是ダケノ箇條ヲ新ニ入レマス、是ハ第一條ガ削除ニナリマシタ結果デアリマス

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 然ラバ其通り決シマス

○武井守正君 第九十五條、之ヲ修正シマシテ「第十四條ニ依ル命令又ハ處分」ツレヲ「第十三條ノ制限又ハ禁止」ト修正シタイノデ、故ニ原案ノ「ニ依ル命令又ハ處分」ト云フ字ヲ削除イタシマス、ツレニ變ヘテ「第十三條ノ制限又ハ禁止」ト云フコトニ修正ヲ致シタイ

○委員長(公爵二條基弘君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) 其通り決シマス……ツレデハモウ全部此通りデ御異議ナイモノトシテ……

○宮本小一君 マダアリマス、第九十八條ノ「第一項」ト云フ字ハ……

○委員長(公爵二條基弘君) ツレハ正誤デゴザイマス

○政府委員(久米金彌君) 是ハ印刷ノ誤デゴザイマス、既ニ直ッテ居リマス

○委員長(公爵二條基弘君) ツレデハ全部御異議ガ無イト認メテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵二條基弘君) ツレデハ全部可決イタシマシタ、是デ散會

午前十一時二

出席者左ノ如シ

委員長 公爵二條 基弘君

委員

子爵松平 直敬君

宮本 小一君

男爵園田 安賢君

男爵安場 末喜君
岡田 良平君
政府委員
農商務省山林局長 久米 金彌君
農商務書記官 中川友次郎君
說明員
辰巳槽太郎君
武井 守正君
奥山 政敬君
澤原 俊雄君